

# さいたま市立美園南中学校PTA会則

第1条 本会はさいたま市立美園南中学校PTAといい、事務所を美園南中学校におく。

第2条 本会は美園南中学校に在籍する生徒の保護者と美園南中学校の教職員の任意加入をもって組織する。

第3条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の幸福な成長をはかり教育の充実に寄与し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学校諸行事および部活動に対する協力と助成
2. 学校教育及び社会教育に必要な研究と助成
3. 学校給食保健及び教育環境の整備
4. 家庭教育の振興と生徒の校外指導
5. 会員の教養を高め、親睦を深めるための広報活動と諸行事の開催
6. 交通安全に関する事項
7. 生徒・職員及び会員の表彰と慶弔
8. 教育振興充実に必要な施設・物品の補充
9. その他目的達成に必要な事業

第5条 本会に次の役員（本部）をおく。

会長 1名 副会長 若干名（内1名は教頭とする）  
幹事 若干名 監査役 若干名

第6条 会長・副会長・幹事・監査役は、理事会で会員中より選出する。

理事会は役員（本部）・専門委員会の委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第7条 本会の役員（本部）・専門委員会の委員の任期は全て1年とする。但し再任を妨げない。役員（本部）を2年以上つとめた場合は、以降の中学校PTA役員や委員会活動をしないことも選べる。任期中に辞職したときは、理事はその選出母体で、また会長・副会長・幹事・監査役は理事会で選出する。補充役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代理する。

理事は理事会を構成し各種原案の作成と緊急な用務を審議処理する。

幹事は会長の指示により庶務、会計、書記（記録）を分掌する。

監査役はこの会の会計を監査する。

第9条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。理事会で推薦し会長が委嘱する。任期は1年とする。但し再任を妨げない。また、人数の上限を設けない。推薦基準については、つぎのとおりとする。

- (1) 顧問：本会に対して功績顕著な者及び学識経験者など。
- (2) 相談役：本会の役員（本部）経験者及び運営に必要な分野の有識者など。

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員（本部）会
4. 専門委員会

第11条 総会は本会の最高決議機関で毎年5月に会長が招集する。但し理事会で総会の必要を認めるときは、臨時に開くことができる。総会は、会員総数の3分の2の出席（委任状含む）を持って成立する。議事の決議は、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成を必要とする。総会の議長はその都度選出する。総会では次の事項を行う。

1. 事業報告および決算の承認
2. 事業計画および予算の承認
3. 会則の改廃
4. その他必要な事項

第12条 理事会は、必要により会長が招集し事業の計画と執行にあたり、その他総会において委任された事項を処理する。

第13条 本会を運営するため、理事を構成員としたつぎの専門委員会をおく。専門委員会は必要に応じ開催し、委員長または地区代表が議長となる。委員会の決定事項は会長に報告し、理事会に附議し執行する。

各専門委員会の事務分掌はつぎのとおりとする。

- (1) 総務委員会 ・総務に関する事項。
- (2) 会員交流委員会 ・会員相互の親睦を目的とする事業の開催。
- (3) 保健文化委員会 ・会員及び生徒の健康、教養を高める事業の開催。  
・学校給食の資質向上や学校事業への参加協力。
- (4) 広報委員会 ・PTA広報紙の発行、その他広報事業。
- (5) 学年進路委員会 ・各学年をまとめ、学級の向上への協力。  
・生徒の進路（進学、就職）の調査研究、報告書の作成。
- (6) 地区理事委員会 ・学校施設、環境の整備に関する計画と実施。  
・生徒の交通安全に関する指導及び通学路・各種施設の整備充実強化、交通安全教室の開催。

2 前項で規定した専門委員会とは別に、単年度活動委員会として卒業準備委員会を設置する。

第14条 本会を円滑に運営するために、理事会の承認を得て特別委員会を置くことができる。

第15条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 この会則の改廃は総会の議決による。

第18条 本会の運営に関する必要な細則は理事会で別に決める。

第19条 本会の運営において取得する会員の個人情報、さいたま市立美園南中学校PTA個人情報保護規程に定め、適正に運営するものとする。

第20条 役員（本部）および専門委員会の委員が、次の各号のいずれかに該当するとき、会長と顧問で協議のうえ、役員（本部）および専門委員会の委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の履行違反その他役員（本部）および専門委員会の委員として相応しくないと認められる行為があるとき。

2 前項の規定により役員（本部）および専門委員会の委員を解任しようとするときは、その役員（本部）および専門委員会の委員に弁明の機会を与えなければならない。

- 附 則
- (1) この会則は平成31年4月1日より施行する。
  - (2) 令和2年5月22日一部改正。
  - (3) 令和3年5月14日一部改正。
  - (4) 令和5年5月12日一部改正。